

2024 年度 新報酬対応

個別機能訓練加算 算定セット

<算定促進ツール・動画資料>

目次

- ・各種パンフレット…………… 1
- ・スタッフ研修用資料…………… 6
- ・動画資料<集団訓練プログラム> ……11

スタッフ研修用資料

<スタッフへの研修資料としてご活用ください>

個別機能訓練加算について

個別機能訓練加算Ⅰ(イ)	56 単位/日	専従の機能訓練指導員が直接実施。 心身機能、活動、参加にバランスよく働きかける目標を設定。 個別対応または 5 人までの小集団に実践的訓練を実施。
個別機能訓練加算Ⅰ(ロ)	76 単位/日	(イ)の要件にプラスして、同一時間帯に専従の機能訓練指導員を 1 名以上配置。

個別機能訓練加算Ⅱ	20 単位/月	※Ⅰ(イ)または(ロ)の上乗せ評価(LIFE 活用加算)。 月に 1 回算定
-----------	---------	-------------------------------------------

個別機能訓練加算Ⅱは、利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等を厚生労働省に LIFE を用いてデータ提出し、フィードバックを受け、サービスの質の向上を図るなど、活用することが算定要件です。

加算Ⅰ(イ)・(ロ)の算定上の注意点

加算を算定する上でのポイントは下記の通りです。

人員基準

- ① (イ)の場合、専従の機能訓練指導員が必要(従事する時間は問わない)
(ロ)の場合、(イ)の基準にプラスして同一時間帯に専従の機能訓練指導員を 1 名以上配置(従事する時間は問わない)
- ② 機能訓練指導員が 1 名しかいない時間帯は(ロ)は算定できない
- ③ 看護職員は、機能訓練指導員になれる(ただし、機能訓練指導員として従事している時間は看護職員の配置時間に含めない)
- ④ 病院等との契約で派遣された看護師は、「看護職員」としての配置なので、機能訓練指導員にはなれない
- ⑤ 管理者は加算要件の機能訓練指導員と兼務(同一時間帯に 2 職種を担う)はできないが、時間を分ければ可
(例:9~11 は管理者、12~14 は機能訓練指導員、14~18 は管理者等。具体的取り扱いは各自自治体に問い合わせること)

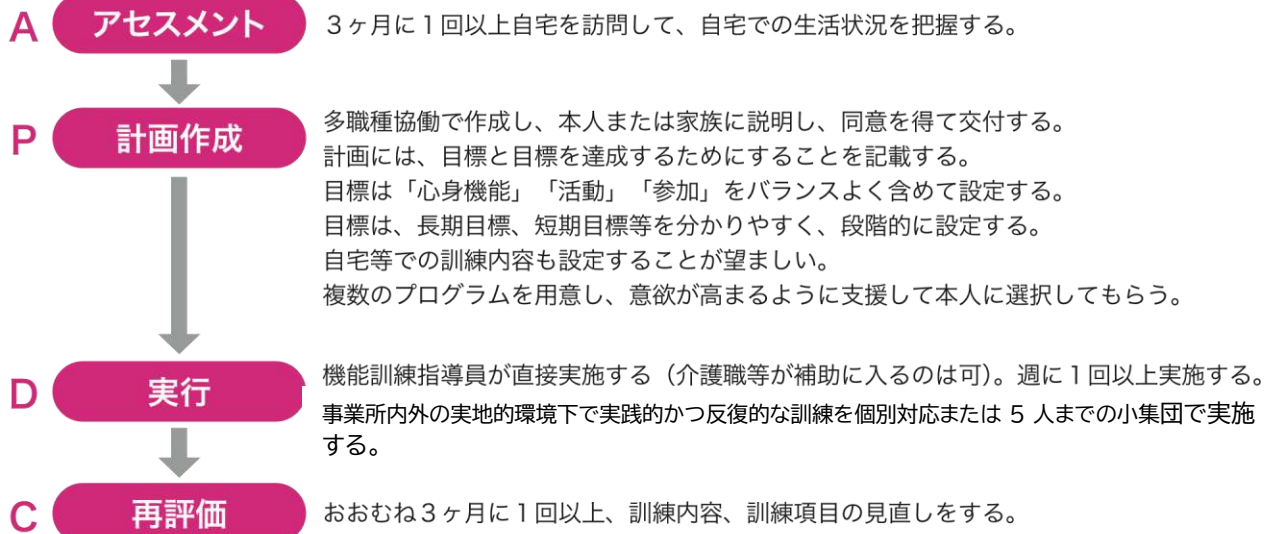
記録上のポイント

- ① 長期目標と短期目標の設定
- ② 短期目標は、長期目標を細分化して設定
- ③ 「心身機能」「活動」「参加」(次ページ参照)にバランスよく働きかけるよう設定
- ④ 目標達成のための訓練項目を設定する
- ⑤ 自主訓練、自宅での訓練等も設定する

心身機能・
活動・
参加



訓練の流れ アセスメント→計画作成→実行→再評価のAPDCサイクル[※]で行う



※APDCサイクルとは、本書独自の考え方で、「Aはアセスメント、Pはプラン（計画）、Dは実行、Cはチェック（再評価）」を指します。
ケアはこの流れに沿って行われます。

厚生労働省資料より

心身機能、活動、参加について

1 心身機能・身体構造（生物レベル、生命レベル）

生命の維持に直接関係する、身体・精神の機能や構造で、これは心身機能と身体構造とを合わせたものである。

心身機能とは、例えば手足の動き、精神の働き、視覚・聴覚、内臓の働きなど。

身体構造とは、手足の一部、心臓の一部（弁など）などの、体の部分のこと。

2 活動（個人レベル、生活レベル）

生活行為、すなわち生活上の目的をもち、一連の動作からなる、具体的な行為のこと。

これはあらゆる生活行為を含むものであり、実用歩行やその他のADL（日常生活行為）だけでなく、調理・掃除などの家事行為・職業上の行為・余暇活動（趣味やスポーツなど）に必要な行為・趣味・社会生活上必要な行為がすべて含まれる。

また、ICFでは「活動」を「できる活動（能力）」と「している活動（実行状況）」との2つの面に分けてとらえる。

3 参加（社会レベル、人生レベル）

家庭や社会に関与し、そこで役割を果たすことである。

社会参加だけではなく、主婦として、あるいは親としての家庭内役割であるとか、働くこと、現場での役割、あるいは趣味にしても趣味の会に参加する、スポーツに参加する、地域組織の中で役割を果たす、文化的・政治的・宗教的などの集まりに参加する、などの広い範囲のものが含まれる。

個別機能訓練加算について

1. デイは機能訓練をする場所

通所介護事業所は、「機能訓練を行う」ことが定められています。

通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第7章第92条)

そもそも、デイサービスは機能訓練をしなければいけない場所です。

2. 訓練目的について

- (1) 自宅で本人の能力に応じた日常生活ができるように生活機能の維持・改善を目指す。
- (2) 利用者の社会的孤立感の解消、家族の心身負担の軽減も同時に図る

機能訓練は本人・家族の支援のためにするサービスです。

3. 厚生労働省は全員に算定することを推奨している。

個別機能訓練加算は、体制加算ではなく、個別の計画作成等のプロセスを評価するものであることから、利用者の同意が得られない場合には算定できないが、原則として、当該単位の全ての利用者について計画作成してその同意を得るよう努めることが望ましい。また、特

国は、全員に加算算定することが原則と述べています。

4. 一人ひとりに合わせて実施すること

運動が苦手な方、運動に慣れていない方や抑うつがある方、認知症でトレーニング内容の理解が困難な方など、ご利用者の状況はさまざまです。日常活動の中で訓練する、レクの中で訓練するなど、一人ひとりに合わせた介入が必要となります。

動画資料

< 集団訓練プログラム >

< 動画内で使用している資料です。動画を見ながらご活用ください >

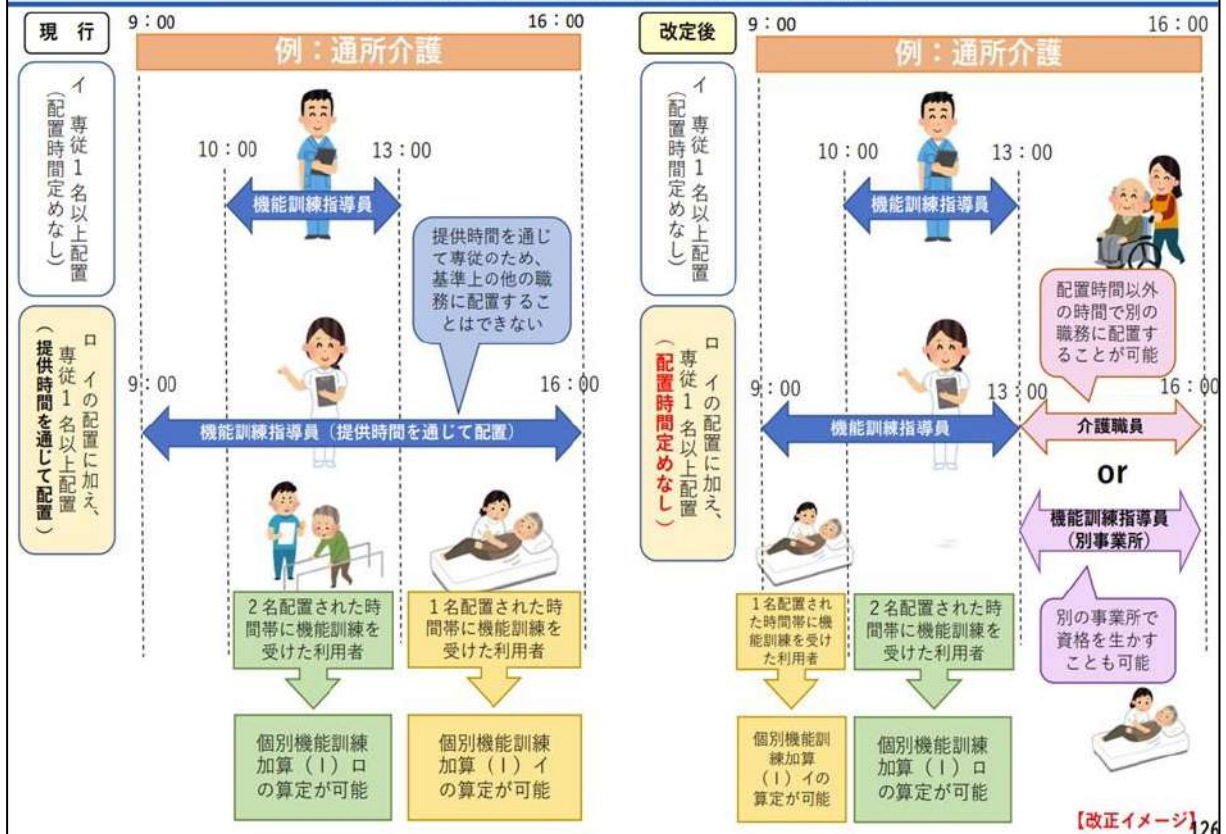
目次

- ・個別機能訓練加算について 12
- ・ADL 改善体操 25
- ・BI(Barthel index) 44

個別機能訓練加算 について

個別機能訓練について

3. (3) ⑦ 通所介護、地域密着型通所介護における個別機能訓練加算の 人員配置要件の緩和及び評価の見直し②



3.(3)⑦ 通所介護、地域密着型通所介護における個別機能訓練加算の 人員配置要件の緩和及び評価の見直し①

概要	【通所介護、地域密着型通所介護】
○ 通所介護、地域密着型通所介護における個別機能訓練加算について、機能訓練を行う人材の有効活用を図る観点から、個別機能訓練加算（Ⅰ）口において、現行、機能訓練指導員を通所介護等を行う時間帯を通じて1名以上配置しなければならないとしている要件を緩和するとともに、評価の見直しを行う。【告示改正】	
単位数	
<現行> 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ 56単位/日 個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ 85単位/日 個別機能訓練加算（Ⅱ） 20単位/月	<改定後> 変更なし 個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ 76 単位/日（変更） 変更なし
算定要件等	
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	
ニーズ把握・情報収集	通所介護・地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員が、利用者の居宅を訪問し、ニーズを把握するとともに、居宅での生活状況を確認。
機能訓練指導員の配置	専従1名以上配置（ 配置時間の定めなし ） ※ 人員欠如減算・定員超過減算に該当している場合は、個別機能訓練加算を算定しない。 ※ 個別機能訓練加算（Ⅰ）イの配置（専従1名以上配置（配置時間の定めなし））に加え、合計で2名以上の機能訓練指導員を配置している時間帯において算定が可能。
計画作成	居宅訪問で把握したニーズと居宅での生活状況を参考に、多職種共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成。
機能訓練項目	利用者の心身の状況に応じて、身体機能及び生活機能の向上を目的とする機能訓練項目を柔軟に設定。 訓練項目は複数種類を準備し、その選択に当たっては利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助する。
訓練の対象者	5人程度以下の小集団又は個別。
訓練の実施者	機能訓練指導員が直接実施（介護職員等が訓練の補助を行うことは妨げない）
進捗状況の評価	3か月に1回以上実施し、利用者の居宅を訪問した上で、居宅での生活状況を確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行う。

管理者の兼務

・機能訓練指導員は兼務可

- 管理者と機能訓練指導員の兼務

問 46 通所介護等事業所において配置が義務づけられている管理者は、機能訓練指導員を兼ねることができるか。

- ・ 管理者の配置基準は、指定通所介護等事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置くこと（ただし、指定通所介護等事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護等事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。）となっている。また、機能訓練指導員の配置基準は、指定通所介護等事業所ごとに1以上と定められている。
- ・ このため、通所介護等事業所において配置が義務づけられている管理者は、指定通所介護等事業所の管理上支障がない場合、管理者としての職務に加えて、機能訓練指導員の職務に従事することが可能である。

・加算の指導員は兼務不可

- 管理者が専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼務した場合の個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又はロの算定

問 58 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又はロにおいては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置する必要があるが、指定通所介護（指定地域密着型通所介護）事業所に配置が義務づけられている管理者がこれを兼ねることは可能か。

- ・ 一方で、個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又はロにおける人員配置基準は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置することを求めるものであることから、指定通所介護等事業所に配置が義務づけられている管理者が、管理者としての職務に加えて、機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼ねることにより、同基準を満たすことはできないものである。